



## 中間連結財務諸表

当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

### 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	前中間連結会計期間末 (2024年9月末)	当中間連結会計期間末 (2025年9月末)
	金額	金額
現金預け金	1,010,450	980,766
コールローン及び買入手形	8,421	14,292
買入金銭債権	4,174	3,064
商品有価証券	232	318
金銭の信託	5,425	4,531
有価証券	2,030,234	1,930,073
貸出金	5,669,199	5,967,499
外国為替	5,461	6,009
リース債権及びリース投資資産	36,269	45,157
その他資産	159,315	259,114
有形固定資産	78,675	85,872
無形固定資産	12,568	12,359
退職給付に係る資産	51,489	46,411
繰延税金資産	273	321
支払承諾見返	37,318	37,206
貸倒引当金	△ 35,516	△ 39,019
資産の部合計	9,073,993	9,353,978

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

預金	6,467,599	6,571,850
譲渡性預金	520,898	474,951
コールマネー及び売渡手形	4,995	154,466
売現先勘定	106,089	119,611
債券貸借取引受入担保金	109,954	196,793
借入金	708,051	648,417
外国為替	1,727	147
信託勘定借	1,528	1,791
その他負債	119,513	187,501
賞与引当金	1,681	2,211
退職給付に係る負債	8,747	8,352
睡眠預金払戻損失引当金	355	263
偶発損失引当金	1,184	1,260
株式報酬引当金	518	723
固定資産解体費用引当金	818	1,014
特別法上の引当金	7	7
繰延税金負債	107,123	87,737
再評価に係る繰延税金負債	9,346	9,607
支払承諾	37,318	37,206
負債の部合計	8,207,459	8,503,915
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	27,724	28,296
利益剰余金	540,885	594,095
自己株式	△ 13,741	△ 24,812
株主資本合計	574,868	617,579
その他有価証券評価差額金	253,788	189,947
繰延ヘッジ損益	4,618	14,022
土地再評価差額金	18,733	18,424
退職給付に係る調整累計額	14,120	9,763
その他の包括利益累計額合計	291,259	232,158
新株予約権	115	23
非支配株主持分	291	301
純資産の部合計	866,534	850,062
負債及び純資産の部合計	9,073,993	9,353,978

### 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日)
	金額	金額
経常収益	121,605	138,004
資金運用収益	74,640	75,179
（うち貸出金利息）	45,927	45,905
（うち有価証券利息配当金）	26,669	26,347
信託報酬	0	0
役務取引等収益	8,222	8,404
その他業務収益	30,013	22,198
その他経常収益	8,728	32,222
経常費用	78,654	82,761
資金調達費用	30,212	23,363
（うち預金利息）	6,856	10,502
役務取引等費用	2,715	3,016
その他業務費用	11,570	20,355
営業経費	33,063	31,334
その他経常費用	1,092	4,690
経常利益	42,951	55,243
特別利益	1	6,000
固定資産処分益	1	0
受取和解金	—	6,000
特別損失	233	116
固定資産処分損	114	66
減損損失	118	50
金融商品取引責任準備金繰入額	0	—
税金等調整前中間純利益	42,719	61,127
法人税、住民税及び事業税	14,109	17,810
法人税等調整額	△ 1,341	59
法人税等合計	12,767	17,869
中間純利益	29,952	43,257
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△ 2	13
親会社株主に帰属する中間純利益	29,954	43,243

### 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日)
	金額	金額
中間純利益	29,952	43,257
その他の包括利益	4,446	15,097
その他有価証券評価差額金	3,375	14,070
繰延ヘッジ損益	1,953	1,715
退職給付に係る調整額	△ 882	△ 688
中間包括利益	34,398	58,355
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	34,401	58,341
非支配株主に係る中間包括利益	△ 2	13

## 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	20,000	27,700	516,974	△ 8,900	555,773
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 6,076		△ 6,076
親会社株主に帰属する中間純利益			29,954		29,954
自己株式の取得				△ 5,001	△ 5,001
自己株式の処分		23		160	184
土地再評価差額金の取崩			32		32
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	23	23,910	△ 4,840	19,094
当中間期末残高	20,000	27,724	540,885	△ 13,741	574,868

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	250,412	2,664	18,765	15,002	286,845	119	289	843,027
当中間期変動額								
剰余金の配当								△ 6,076
親会社株主に帰属する中間純利益								29,954
自己株式の取得								△ 5,001
自己株式の処分								184
土地再評価差額金の取崩								32
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,375	1,953	△ 32	△ 882	4,414	△ 3	1	4,411
当中間期変動額合計	3,375	1,953	△ 32	△ 882	4,414	△ 3	1	23,506
当中間期末残高	253,788	4,618	18,733	14,120	291,259	115	291	866,534

当中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	20,000	28,299	558,243	△ 21,318	585,224
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 7,424		△ 7,424
親会社株主に帰属する中間純利益			43,243		43,243
自己株式の取得				△ 4,001	△ 4,001
自己株式の処分		△ 3		506	503
土地再評価差額金の取崩			33		33
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△ 3	35,851	△ 3,494	32,354
当中間期末残高	20,000	28,296	594,095	△ 24,812	617,579

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	175,877	12,307	18,457	10,452	217,093	115	289	802,723
当中間期変動額								
剰余金の配当								△ 7,424
親会社株主に帰属する中間純利益								43,243
自己株式の取得								△ 4,001
自己株式の処分								503
土地再評価差額金の取崩								33
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	14,070	1,715	△ 33	△ 688	15,064	△ 91	12	14,985
当中間期変動額合計	14,070	1,715	△ 33	△ 688	15,064	△ 91	12	47,339
当中間期末残高	189,947	14,022	18,424	9,763	232,158	23	301	850,062

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	42,719	61,127
減価償却費	3,318	3,787
減損損失	118	50
貸倒引当金の増減(△)	146	2,294
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 112	△ 308
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	49	387
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 13	△ 33
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 237	△ 123
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△ 24	74
株式報酬引当金の増減額(△は減少)	3	△ 19
特別法上の引当金の増減額(△は減少)	0	—
資金運用収益	△ 74,640	△ 75,179
資金調達費用	30,212	23,363
有価証券関係損益(△)	△ 22,399	△ 24,430
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	117	△ 107
為替差損益(△は益)	30,085	△ 9,621
固定資産処分損益(△は益)	113	65
受取和解金	—	△ 6,000
貸出金の純増(△) 減	△ 23,807	△ 128,336
預金の純増減(△)	△ 14,418	73,076
譲渡性預金の純増減(△)	77,835	△ 139,056
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 49,186	△ 44,912
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	449	△ 195
コールローン等の純増(△) 減	483	1,865
コールマネー等の純増減(△)	14,325	140,635
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 217,982	37,035
外国為替(資産)の純増(△) 減	1,820	640
外国為替(負債)の純増減(△)	1,394	△ 801
リース債権及びリース投資資産の純増(△) 減	△ 4,741	△ 4,058
信託勘定借の純増減(△)	322	102
資金運用による収入	75,134	75,878
資金調達による支出	△ 32,505	△ 25,740
その他	△ 14,419	△ 28,871
小計	△ 175,838	△ 67,408
和解金の受取額	—	6,000
法人税等の支払額	△ 8,926	△ 13,820
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,765	△ 75,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 997,110	△ 904,198
有価証券の売却による収入	990,171	773,971
有価証券の償還による収入	50,007	80,919
金銭の信託の増加による支出	△ 232	—
金銭の信託の減少による収入	1,190	610
有形固定資産の取得による支出	△ 5,528	△ 2,900
有形固定資産の売却による収入	26	19
無形固定資産の取得による支出	△ 1,817	△ 1,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,707	△ 53,188
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	4	3
非支配株主への払戻による支出	—	△ 4
配当金の支払額	△ 6,076	△ 7,424
自己株式の取得による支出	△ 5,001	△ 4,001
自己株式の売却による収入	94	131
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,978	△ 11,295
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 10	△ 0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 159,047	△ 139,713
現金及び現金同等物の期首残高	1,168,668	1,119,510
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,009,620	979,796

## 注記事項

## 〈中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項〉

## 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 18社

主要な会社名  
株式会社伊予銀行  
いよぎんリース株式会社

- (2) 非連結子会社 7社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 4社
- 
- 投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社 7社

- (4) 持分法非適用の関連会社 3社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 7社  
9月末日 11社

- (2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～40年  
その他：5年～10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,249百万円であります。

その他の会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

- (8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- (9) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額を計上しております。

- (10) 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当社の子会社である株式会社伊予銀行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

- (11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

- (12) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

- (14) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額を認識しております。

- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- ③ オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース期間に基づくリース契約上の受取るべき月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

⑥ 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

⑦ 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

〈追加情報〉

（信託を用いた株式報酬制度）

当社及び当社の子会社である株式会社伊予銀行（以下、「伊予銀行」という。）は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下あわせて「取締役等」という。）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。当社及び伊予銀行が定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当社株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における当中間連結会計期間末の帳簿価額は1,832百万円であります。
- (3) 信託が保有する当社の株式の当中間連結会計期間末株式数は1,549千株であります。

〈中間連結貸借対照表関係〉

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	50百万円
出資金	4,097百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものもあって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,767百万円
危険債権額	78,748百万円
要管理債権額	13,393百万円
三月以上延滞債権額	2,619百万円
貸出条件緩和債権額	10,773百万円
小計額	101,909百万円
正常債権額	6,175,219百万円
合計額	6,277,129百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

6,080百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
有価証券	691,177百万円
貸出金	593,963百万円
計	1,285,140百万円

担保資産に対応する債務

預金	28,559百万円
売現先勘定	119,611百万円
債券貸借取引受入担保金	196,793百万円
借入金	636,462百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	383百万円
その他資産	35,000百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

先物取引差入証拠金	5,986百万円
金融商品等差入担保金	53,071百万円
保証金	71百万円
敷金	264百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,237,536百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	
又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,048,361百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内（行内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、実行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	10,566百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	55,339百万円
---------	-----------

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	48,756百万円
--	-----------

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

金銭信託	1,791百万円
------	----------

〈中間連結損益計算書関係〉

- 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- 償却債権取立益
 58百万円 |
- 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
- 給料・手当
 11,732百万円 |
- 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- 貸出金償却
 7百万円 |
- 貸倒引当金繰入額
 2,347百万円 |
- 株式等償却
 27百万円 |

〈中間連結株主資本等変動計算書関係〉

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	313,408	—	—	313,408	
合計	313,408	—	—	313,408	
自己株式					
普通株式	18,195	2,548	421	20,322	(注) 1, 2, 3
合計	18,195	2,548	421	20,322	

(注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加2,548千株は、市場買付による自己株式の取得による増加2,547千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。  
2. 自己株式のうち普通株式の減少421千株は、株式報酬制度における当社株式の交付等による減少236千株、新株予約権の権利行使による減少114千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少70千株であります。  
3. 自己株式のうち普通株式の当連結会計年度期首株式数及び当中間連結会計期間末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がそれぞれ1,786千株、1,549千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	23		
合計	—	—	—	—	23		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日取締役会	普通株式	7,424	25.00	2025年3月31日	2025年6月6日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金44百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月7日取締役会	普通株式	8,839	利益剰余金	30.00	2025年9月30日	2025年12月10日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金46百万円が含まれております。

〈中間連結キャッシュ・フロー計算書関係〉

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	980,766百万円
日銀預け金を除く預け金	△969百万円
現金及び現金同等物	979,796百万円

〈リース取引関係〉

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産  
現金自動設備等であります。  
② 無形固定資産  
該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料(借手側)

1年内	147百万円
1年超	76百万円
合計	224百万円

(貸手側)

1年内	23百万円
1年超	25百万円
合計	49百万円

〈金融商品関係〉

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,064	3,064	—
(2) 商品有価証券 充買目的有価証券	318	318	—
(3) 金銭の信託	4,531	4,531	—
(4) 有価証券(*1) その他有価証券	1,905,221	1,905,221	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(*2)	5,967,499 △37,466	5,816,440	△151,059
	5,930,032	5,816,440	△113,591
資産計	7,843,168	7,729,577	△113,591
(1) 預金	6,571,850	6,563,350	△8,499
(2) 譲渡性預金	474,951	474,951	—
(3) 借入金	648,417	637,636	△10,780
負債計	7,695,219	7,675,938	△19,280
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	3,877	3,877	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,445)	(8,445)	—
デリバティブ取引計	(4,567)	(4,567)	—

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*4) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間(2025年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)(*2)	13,079
組合出資金等(*3)	11,772

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について27百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—	—
国債	318	—	—	318
金銭の信託	—	—	2,237	2,237
有価証券(*)	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—
国債	90,957	77,587	—	168,544
地方債	—	281,062	—	281,062
社債	—	26,300	48,033	74,334
株式	330,689	357	—	331,046
その他	633,593	415,530	989	1,050,113
資産計	1,055,559	800,838	51,261	1,907,658
デリバティブ取引	—	—	—	—
金利関連	0	21,165	—	21,166
通貨関連	—	△25,713	—	△25,713
債券関連	△20	—	—	△20
デリバティブ取引計	△19	△4,548	—	△4,567

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は118百万円です。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	—	—	3,064	3,064
金銭の信託	—	—	2,294	2,294
貸出金	—	—	5,816,440	5,816,440
資産計	—	—	5,821,799	5,821,799
預金	—	6,563,350	—	6,563,350
譲渡性預金	—	474,951	—	474,951
借入金	—	637,636	—	637,636
負債計	—	7,675,938	—	7,675,938

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、レベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金については、当該借入金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、レベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。これらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスクに基づく価格調整を行っていません。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1%-16.8%	0.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
買入金銭債権	545	△7	3	△541	—	—	—	—
金銭の信託	2,125	109	2	—	—	—	2,237	109
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	49,059	40	△45	△1,020	—	—	48,033	—
その他	983	—	6	—	—	—	989	—

(\*) 主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(\*)2 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベル3の分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や当社が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち自行保証付私債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

〈資産除去債務関係〉

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〈賃貸等不動産関係〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 〈収益認識関係〉

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	1,770	—	1,770	—	1,770
為替業務	1,662	—	1,662	—	1,662
証券関連業務	488	—	488	847	1,336
その他業務	2,638	—	2,638	176	2,814
顧客との契約から生じる経常収益	6,559	—	6,559	1,023	7,583
上記以外の経常収益	119,961	10,296	130,258	162	130,420
外部顧客に対する経常収益	126,521	10,296	136,817	1,186	138,004

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。

## 〈重要な後発事象〉

(自己株式の取得)

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 取得する株式の種類 普通株式
2. 取得する株式の総数 5,000,000株 (上限)
3. 取得価額の総額 70億円 (上限)
4. 取得方法 東京証券取引所における市場買付
5. 取得期間 2025年11月11日から2026年1月16日